

第 8 章

受水槽方式給水設備から 給水装置への切替

第 8 章 受水槽方式給水設備から給水装置への切替

1 事前確認

受水槽方式給水設備を直結給水方式に変更する工事の承認を申し込む者（指定事業者が申し込み手続きを委任されている場合は、当該指定事業者）は、事前に次の 1) ～3) に掲げる場合に応じ、該当する事項を実施、確認する。

なお、上下水道局は、耐圧試験の試験水圧について当該地域内の夜間を通した 1 日の間の最大水圧に安全を考慮した圧力を加えたものとする。

1) 更正工事の履歴のない受水槽方式給水設備から、直結給水方式に切替える場合

① 既設配管の材質

- ・ 「給水装置の構造及び材質の基準に関する省令」（以下、「構造材質基準」という。）に適合した製品が使用されていることを現場及び図面にて確認する。
- ・ 構造材質基準に適合した製品が使用されていない場合は、同基準に適合した給水管、給水用具に取り替える。
- ・ 埋め込み等により確認が困難な場合は、上下水道局の判断を求める。

② 既設配管の耐圧試験

- ・ 耐圧試験における水圧は 1.75Mpa とし、1 分間水圧、又は上下水道局が別に指示した水圧を加えた後、水漏れ等が生じないことを確認する。

③ 水質試験

- ・ 直結給水への切替え前において、水道法第 20 条第 3 項（水道事業者は、第 1 項の規定による水質検査を行うため、必要な検査施設を設けなければならない。ただし、当該水質検査を、国土交通省令の定めるところにより、地方公共団体の機関又は国土交通大臣及び環境大臣の登録を受けた者に委託して行うときは、この限りでない。）に規定する者による水質試験を行い、水道法第 4 条に定める水質基準を満足していることを確認する。
- ・ 採取方法は、毎分 5L の流量で 5 分間流して捨て、その後 15 分間滞留させたのち採取するものとする。
- ・ 試験項目は、味、臭気、色度、濁度のほか、上下水道局との協議結果に応じて、鉄、PH 等の水質試験を実施する。

2) 更正工事を施工した履歴があり、ライニングに使用された塗料・工法及び施工状況が明らかでない場合

① 既設配管の材質

- ・ ライニングに使用された塗料が構造材質基準に適合した製品である場合は、施工計画書（工法、塗料、工程表等）及び施工計画に基づく施工報告書（写真添付）並びに塗料の浸出性能基準適合証明書の確認を行う。

- ・ なお、塗料が第三者認証品である場合は、浸出性能基準適合証明書に代えて認証登録証の写しとすることができる。
- ② 既設配管の耐圧試験
- ・ 耐圧試験における水圧は 1.75Mpa とし、1 分間水圧、又は上下水道局が別に指示した水圧を加えた後、水漏れ等が生じないことを確認する。
- ③ 浸出性能確認の水質試験
- ・ 適切な施工が行われたことを確認するため、現地にて水道水を毎分 5L の流量で 5 分間流して捨て、その後 15 分間滞留させた水を採取するとともに、管内の水をすべて入れ替えた後の水を対照水（ブランク）として採取し、公的検査機関で水質試験を行い、構造材質試験に基づく浸出等に関する基準を満足していることを確認する。
 - ・ 試験項目は、味、臭気、色度、濁度のほか、更正工事に使用された塗料から浸出する可能性のある項目とする。
- 3) 更正工事を施工した履歴があり、ライニングに使用された塗料・工法及び施工状況が確認できない場合
- ① 既設配管の耐圧試験
- ・ 耐圧試験における水圧は 1.75Mpa とし、1 分間水圧、又は上下水道局が別に指示した水圧を加えた後、水漏れ等が生じないことを確認する。
- ② 浸出性能試験
- ・ ライニングに使用された塗料については、既設給水管の一部をサンプリングし、それを供試体として公的検査機関で構造材質基準に基づく浸出性能試験を行い、浸出等に関する基準に適合していることを確認する。
 - ・ 既設給水管のサンプリングが困難であり、浸出性能試験が実施できない場合は、現地にて水道水を 16 時間滞留させた水（給水設備のライニングされた管路内の水であって、受水槽等の水が混入していないもの）を採取するとともに、管内の水をすべて入れ替えた後の水を対照水（ブランク）として採取し、公的検査機関で水質検査を行い、浸出等に関する基準を満足していることを確認する。この場合において、一度の採水で 5L の水量を確保できない場合は、同じ操作を繰り返し行い、水量を確保する。
 - ・ 試験項目は、味、臭気、色度、濁度のほか、浸出等に関する基準別表第 1 のすべての項目を行う。

2 給水装置工事の申込み

受水槽方式の給水設備を給水装置に切替える工事は、既に給水の申込みを受け受水槽まで供給している給水装置に接続する工事であることから、給水装置の変更（改造）工事として取り扱う。

上下水道局に給水装置に変更する工事の承認を申し込む者（指定事業者が申し込み手続きを委任されている場合は、当該指定事業者）は、当該工事に関し、次の図書類を入手又は作成し、上下水道局に提出する。

図 書 類	(1)	(2)	(3)
給水装置工事承認申請書	○	○	○
既設配管の材質確認書（図面及び現場確認）	○		
水質試験成績証明書	○		
塗料の浸出性能基準適合証明書。ただし、第三者認証品の場合は当該機関の認証登録証の写		○	
ライニングによる更正工事施工時の施工計画書		○	
同上施工報告書（写真添付）		○	
浸出性能確認の水質試験成績証明書		○	
浸出性能試験成績証明書			○
その他上下水道局が指示した図書	○	○	○

注：表中の（１）（２）（３）は、事前確認に記述されている 1) 2) 3) のケースの工事をいう。